

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等

取引価格と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。

- ・上記以外の債券で市場価格のあるものの会計年度末における時価をもって評価する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品：定額法

- ・リース資産

<ファイナンスリース取引>

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。

ただし、リース契約1件あたりのリース総額300万円以下、又はリース期間が1年以内のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

<オペレーティングリース取引>

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて、会計処理を行うこととする。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、島根県社会福祉協議会の退職金制度によるため、計上は行わない。

- ・徴収不能引当金

金銭債券のうち、徴収不能の恐れがあるものは、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度及び島根県社会福祉協議会の退職共済制度による。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 玉峰苑拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 玉峰苑拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))

(3) 玉峰苑拠点区分資金收支明細書(会計基準別紙3(10))

ア 養護老人ホーム玉峰苑(養護・特定施設)

イ 訪問介護事業所玉峰苑

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし